

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和3年3月31日
監査委員公表日	令和3年5月26日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和2年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
319	37	15	371

第3章 強制徴収公債権

第2 市税

第2の6 軽自動車税

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
18 意見 【第二次納税義務】 所有権留保の場合、第一次納税義務者である買主に対する滞納処分も実効性がない場合、第二次納税義務者である売主に対する納入の通知、督促、催告、滞納処分を実施することが望ましい。	平成29年度、中核市全市への照会で、実施している市は無い。今後は政令指定都市への調査を実施する予定。 中核市や県内市の動向も注視しながら、継続して検討する。	△	財政部	税制課	3205	499

第2の9 滞納整理

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
25 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。また、②発生している督促手数料を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	督促手数料は令和2年度をもって廃止するが、令和2年度以前の会計年度に属する市税の督促手数料は令和3年5月末まで発生する。5月末時点で発生しているにも関わらず、調定されていない督促手数料の金額を把握し、決算書への記載や、調定のあり方について令和3年度中を目途に、債権管理調整会議において検討し対応していく。	△	財政部	納税課	3258	501
26 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。また、②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	①②について、確定した発生金額の把握は可能であるものの、発生金額全体の把握は現システムでは困難であることが判明。2025年度までにシステムの仕様が全国標準化される予定であり、延滞金情報の抽出機能等についても検討が進められていることから、本市における次期更改に合わせ検討していく。 ③については、岐阜市会計規則第33条に規定する事後調定の要件を満たしている。	△	財政部	納税課	3258	501
32 意見 【税務情報の共有】 税務情報を含む個人情報の取得及び目的外利用について滞納者の同意を取得しているのであれば、納税課は、非強制徴収公債権の担当者又は私債権の担当課(担当係・担当者)に対し、税務情報(国税徴収法に基づく調査の結果、把握している資産情報や滞納情報を含む。)を提供することが望ましい。	令和2年度に個人情報保護審議会への諮問・答申を行い、強制徴収公債権間においては情報共有できる情報の種類を拡大した。また、非強制徴収公債権及び私債権は本人同意の上で情報共有可となった。	○	財政部	納税課	3258	502
33 意見 【戸籍情報の共有】 戸籍を取得して、相続人調査を実施した場合、それぞれの課に、情報提供することが望ましい。	最新の送付先情報を定期的に税務各課へ提供することで、代表相続人等の情報の捕捉が可能となり、迅速な賦課徴収事務に繋がる仕組みを構築することとした。	○	財政部	税事務推進課	2412	502

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和3年3月31日
監査委員公表日	令和3年5月26日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和2年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
319	37	15	371

第3 利用者負担額(保育料)

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
42 意見 【延長保育の制限】 利用者負担額の滞納者に対しては、延長保育の利用制限を検討することが望ましい。	利用者負担額の滞納を理由とした入所制限はできないこととされているが、延長保育については、そのような規定がないため、利用者負担額の滞納者に対する延長保育の利用制限をすることについて、対応状況を近隣自治体ならびに同格自治体の状況と課題に対する考え方を調査したうえでその是非について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503

第6 国民健康保険料

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
59 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	①発生金額の把握は可能である。 ②決算書へ記載については、庁内の債権管理調整会議にて、協議する。 ③督促手数料は、令和3年4月から廃止。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
60 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	①発生金額の把握は可能である。 ②決算書へ記載については、庁内の債権管理調整会議にて、協議する。 ③延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて算出するため、保険料を完納して初めて延滞金が確定する。このような性質から、事後調定の要件を満たすものである。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505

第7 介護保険料

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
70 意見 【保険料の賦課一世帯主】 「主として生計を維持する者」と、住民登録上の「世帯主」と異なる場合には、「世帯変更届」の提出を指導し、それに従わない場合は、「主として生計を維持する者」について介護保険法第132条第2項の「世帯主」と認定して、連帯納付義務を賦課することが望ましい。	介護保険料の徴収は、被保険者の年金からの特別徴収を原則としていることから、保険料の賦課については被保険者ごとに行う必要がある。しかしながら、納入通知書により納入する被保険者については、滞納のおそれがあることから、世帯主や配偶者にも連帯納付義務がある旨を周知することを検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
74 意見 【納付誓約書の記載事項】 納付誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得や目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	「債権徴収事務における情報の共有及び収集に関する運用指針」により、全庁的に情報共有及び収集できる範囲が拡大し、利用条件等が整理されたため、債務者の同意書がなくても、債務者に関する情報の利用、提供及び照会が可能となった。	○	福祉部	介護保険課	2458	507
75 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを決裁書類上、確認すべきである。	①②介護保険システム上、督促手数料の金額把握が困難なため、決算書などへの記載について今後も継続して検討を行う。 ③督促手数料の徴収は令和3年度調定分から廃止する。	△	福祉部	介護保険課	2458	507

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和3年3月31日
監査委員公表日	令和3年5月26日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和2年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
319	37	15	371

76 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを決裁書類上、確認すべきである。	①②介護保険システム上、延滞金の金額把握が困難なため、決算書などへの記載について今後も継続して検討を行う。 なお、国において地方自治体の業務システムの統一・標準化について検討されていることから、今後の動向を注視していく。 ③岐阜市会計規則第33条に規定する事後調定の要件を満たしている。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
80 指摘 【滞納処分】 滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で臨戸訪問の代わりに、全課体制の電話催告を昨年度より件数を増やして実施した。今後も催告等を実施する中で、滞納者に接触し、滞納理由等、実態を把握した上で、対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
81 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである。	連帯納付義務者に対する請求も必要ではあるものの、現状として、まずは滞納者への納付指導を実施する。 そのほか、世帯主や配偶者に連帯納付義務があることを周知する方法を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
82 指摘 【相続人に対する請求】 滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである。	最近65歳に到達した滞納者のほか複数年度にわたる高額滞納者を中心に電話催告を実施した。なお、全庁的な課題であるため、他課と足並みを揃えて対応を検討する。 そのほか、相続人にも納付義務があることを周知する方法を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
83 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するの、徴収緩和措置を取るの、方針を適切に決定すべきである。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で臨戸訪問の代わりに、全課体制の電話催告を昨年度より件数を増やして実施した。また、最近65歳に到達した滞納者のほか複数年度にわたる高額滞納者を中心に電話催告を実施した。今後も催告等を実施する中で、滞納者に接触し、滞納理由等、実態を把握した上で、対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508

第8 後期高齢者医療保険料

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
91 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	後期高齢者システムに集計機能はなく、督促手数料の金額把握が困難なため、決算書などへの記載について今後も継続して検討を行う。 督促手数料の徴収は、令和3年度の調定分から廃止する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
92 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	①後期高齢システム内に集計機能はないため、金額の把握は困難である、②そのため、決算書の記載を含めてバンダーを含め協議をしていく。③岐阜市会計規則第33条に規定する事後調定の要件を満たしている。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和3年3月31日
監査委員公表日	令和3年5月26日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和2年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
319	37	15	371

93 意見 【コンビニ収納】 納付義務者の利便性を考慮して、コンビニ収納の導入についても、検討することが望ましい。	コンビニ収納の導入による費用対効果、他団体の財源確保に市費追加の是非、他都市の事例等を研究し検討を行った結果、次回契約更新をする令和5年度導入に向け準備する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
98 指摘 【滞納処分】 不動産を持っている事案など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。	債権者管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、現状では、不動産の滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、増員要求を行った。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
99 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである。	債権者管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、まず、滞納者本人への納付指導を実施する。また、本人以外への滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、増員要求を行った	△	福祉部	福祉医療課	2136	511
100 指摘 【相続人に対する請求】 費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである。	直近の相続人の請求に関しては通知をしており、電話の問い合わせがあれば、義務があることを説明している。	△	福祉部	福祉医療課	2136	511
101 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	今年度は、債権者管理会議にて情報提供を受け、電話催告を実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨戸訪問も絞って実施したが、滞納金額の大きい、または、年数の長い事案を中心に文書催告を実施した。	△	福祉部	福祉医療課	2136	511

第12 下水道事業受益者負担金

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
115 指摘 【滞納処分】 滞納者の財産につき調査をし、徴収可能性がある場合には、公平の観点から、滞納処分を積極的に行うべきである。	滞納処分を行うには、人員や費用が必要であるため、他都市の滞納処分の実施状況を調査したが、近隣の都市には滞納処分の実績がほとんどなかったため、調査対象都市を広げ、実施可能な滞納処分方法の検討を継続していく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3212	513
116 意見 【滞納処分】 限られた人員で効率よく債権の管理・徴収を行うため、マニュアルを整備することが望ましい。	他都市や他課の滞納処分に関するマニュアルを調査し、実施可能な滞納処分方法を検討しながら、マニュアルを作成する予定。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3212	513
117 意見 【督促手数料の徴収根拠】 明確性の見地から負担金条例に、督促手数料も含め、督促に関する規定を設けることが望ましい。また、書類の送達及び公示送達についても、負担金条例で定めることが望ましい。	督促手数料については、全庁方針としてR2年度末に廃止決定。公示送達については、負担金条例の改正を視野に内容を検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3212	513

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和3年3月31日
監査委員公表日	令和3年5月26日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和2年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
319	37	15	371

第13 不正利得返還金(介護保険課)

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
127 指摘 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、滞納者の税務情報を共有すべきである。	令和2年度に個人情報保護審議会への諮問・答申を行い、強制徴収公債権間においては情報共有できる情報の種類を拡大した。	○	福祉部	介護保険課	2461	514

第4 児童扶養手当返還金・子ども手当返還金・児童手当返還金

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
156 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発付することにより行うべきである。	督促手数料については、条例改正により、令和3年度から全庁的に廃止することになった。また、督促状については、引き続き関係各課の債権を参考に調査・研究を行っていく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2210	518
157 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	督促手数料については、条例改正により、令和3年度から全庁的に廃止することになった。また、延滞金については、引き続き関係各課の債権を参考に調査・研究を行っていく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2210	518
159 指摘 【法的手続による請求】 例外事由の有無を判断するため、債務者、相続人の所在、生活状態、資産状況等を調査・確認して、その結果を記録しておくとともに、その結果、例外事由が認められるのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。他方、例外事由が認められないのであれば、法的手続による請求をすべきである。	債権管理の効率化と徴収率の向上に資するため、強制徴収公債権については、平成30年度の個人情報保護審議会において、私債権については令和2年度の個人情報保護審議会において、債務者に関する市内部での情報共有が認められた。	○	子ども未来部	子ども支援課	2210	519
163 意見 【履行期限の繰上げ】 支払いが滞った場合、履行期限の繰上げを行うことを債務者に通知し、実行を検討することが望ましい。	支払いが滞りがちな世帯は、返済能力に乏しい世帯が多いことから、引き続き、履行期限の繰上げについては慎重に判断する。	△	子ども未来部	子ども支援課	2210	519
164 指摘 【不納欠損と消滅時効の管理】 時効管理を適切に行うための明確な規定を作成し、可能な限りの時効中断措置を講じるべきである。債権回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、徴収停止措置を講じることを検討すべきである。	債権管理の取組方針や事務手続の根拠を明確化するため、岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針が策定された。	○	子ども未来部	子ども支援課	2210	519

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和3年3月31日
監査委員公表日	令和3年5月26日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和2年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
319	37	15	371

第8 中央卸売市場施設使用料

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
181 意見 【保証金の充当】 明確性の見地からも、保証金の充当時期を、業務条例上明らかにすることが望ましい(敷金に関する岐阜市営住宅管理条例第11条参照)。	他都市の中央卸売市場について調査したところ、条例上で保証金の充当時期を明確に規定しているところはほとんどなく、当市場と同様の書きぶりの条例がほとんどであった。運用方法としても、返還の要件を満たしたときに滞納があれば充当する、という当市場と同じ対応をしている市場がほとんどであった。その調査結果を踏まえ、業務条例に充当時期は明記せず、「市場使用料等の滞納に対する事務処理内規」に保証金の充当時期を追加し、運用方法を明確化した。	○	経済部	中央卸売市場	271-1341	521
184 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	督促手数料については、令和2年3月議会で条例改正を行い、令和3年度から全庁的に廃止することになった。また、延滞金については、「市場使用料等の滞納に対する事務処理内規」に延滞金の徴収規定を追加し、4月より督促状を発した業者に対して延滞金を徴収していく。	○	経済部	中央卸売市場	271-1341	522

第9 国保資格喪失後受診返還金

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
193 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	督促手数料については、令和2年3月議会で条例改正を行い、令和3年度から全庁的に廃止することになった。また、延滞金については、他部署の状況も踏まえて検討していく。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	523
200 意見 【他の債権担当課との連携による法的手続対応】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合(納税課における滞納処分基準額となる5万円が目安になると思われる。)は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	債権者情報の共有化について、強制徴収公債権については、平成30年度の個人情報保護審議会において、情報の共有が認められた。一方、国保資格喪失後受診の返還金については、私債権に該当することから、令和2年度債権管理調整会議において、本人同意のうえ滞納者の情報共有を行う環境が整備された。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	524

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和3年3月31日
監査委員公表日	令和3年5月26日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和2年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
319	37	15	371

第10 福祉医療費助成返還金

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
204 指摘 【履行延期の処分】 岐阜市債権取扱規則で定められた記載事項を記載した書面を作成すべきである。	令和元年度3月議会で条例改正を行い、督促手数料は令和3年度から全庁的廃止になったため、その趣旨に従った書面は反映できるが、その他の箇所の書面整備については、全庁的な課題でもあり、他都市の事例を研究したり、庁内外にて実施の関係研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2139	524
205 指摘 【履行延期の処分】 担保を提供させ、延納利息を付すべきである。仮に岐阜市債権取扱規則で定める除外理由が存在するのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。	全庁的な課題でもあり、庁内外にて実施の関係研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討する。他都市事例の把握として、県内の主要市に対し、電話にて聞き取りを行った。	△	福祉部	福祉医療課	2139	525
208 意見 【他の債権担当課との連携による法的手続対応】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合(納税課における滞納処分の基準額となる5万円が目安になると思われる。)は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	滞納者に対する納付誓約書は、情報に関する利用同意条項がある様式を整備済。一方、全庁的な債権者情報の共有化については、強制徴収公債権について、平成30年度の個人情報保護審議会にて、情報の共有が認められ、また、私債権については、令和2年度債権管理調整会議にて、本人同意の上、滞納者の情報共有を行う環境が整備された。今後は前述の整備された環境を活用・連携しながら対応してゆく。	○	福祉部	福祉医療課	2139	525
210 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	督促手数料は、令和3年4月1日から廃止することになった。しかし、延滞金については、依然、全庁的な課題であり、他都市の事例を研究したり、庁内外にて実施の関係研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2139	525

第4 住宅建築資金貸付金・同和向個人住宅建設資金貸付金

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
242 指摘 【遅延損害金の請求】督促や催告の際には遅延損害金の請求をし、各月の償還金元金が納入される際には遅延損害金を測定して納入の通知をすべきである。	遅延損害金の扱いについて、競売の際の債権額には含まないこととした。その他の場合は、庁内の対応状況や他市町の取扱い事例を踏まえ、総合的かつ適切に検討を継続している。	△	市民協働推進部	人権啓発センター	6372	529

第5 母子父子寡婦福祉貸付金

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
249 指摘 【違約金の測定時期】 各月の償還金ごとに、滞納があったときは違約金を請求し、滞納となった月の償還金が納付された時点で、違約金の測定を行い、徴収すべきである。	福祉システムを管理する委託事業者に指摘を受けた違約金の測定時期等について、その対応の可否を確認をしている。可能ということであれば、庁内関係部局と必要な調整等を行い、対応したい。	△	子ども未来部	子ども支援課	2206	530

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和3年3月31日
監査委員公表日	令和3年5月26日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和2年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
319	37	15	371

第7 水道料金

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
264 指摘 【支払督促等の訴訟手続】 給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図るべきである。	現在中核市(60市)で支払督促実績があるのは10市であることを確認している。また、債権管理調整会議にて平成29年度に支払督促手続マニュアルが策定されている。しかしながら、支払督促手続には相応の人的体制を必要とすることから、実施には至っていない。今後法規担当課と協議し対応を検討したい。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3219	532
268 指摘 【消滅時効期間の満了と不納欠損処分】 一律に不納欠損処分をするのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後不納欠損処分を行う運用に改めるべきである。	他中核市を調査したところ、一律的な不納欠損処分を実施している都市は減少傾向にあることを確認している。現在、不納欠損処分及び債権管理方法について部内での協議を行い、検討中である。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3219	532

第9 中央卸売市場(電気料・水道使用料)

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
287 指摘 【消滅時効と不納欠損処分】 決裁文書「中央卸売市場の債権に対する対応」を岐阜市中央卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則に沿うよう改正するとともに、消滅時効との関係では、債権放棄した債権、時効の援用により時効消滅した債権について不納欠損処分すべきである。	市場が有する私債権が令和3年2月に時効が到来したため、令和2年度末に債権放棄するとともに、不納欠損を行った。また、消滅時効に関する民法改正があり、消滅時効期間が定められたことから、決裁文書「中央卸売市場の債権に対する対応」を廃止し、今後は債権管理条例等に沿って対応していく。	○	経済部	中央卸売市場	271-1341	535

第15の1 第三者行為求償金(国保・年金課)

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
318 意見 【訴訟、強制執行のための情報共有】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	債権者情報の共有化について、強制徴収公債権については、平成30年度の個人情報保護審議会において、情報の共有が認められた。一方、第三者行為求償金については、私債権に該当することから、令和2年度債権管理調整会議において、本人同意のうえ滞納者の情報共有を行う環境が整備された。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	539

第15の2 第三者行為求償金(介護保険課)

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
324 意見 【国保連との協議】 第三者行為求償債権の回収金額について、加害者保険会社と最終的に示談する前に、協議をすることができる規約にするよう、岐阜県国民健康保険団体連合会と交渉することが望ましい。	特に規約等は設けなくても、疑義が生じる案件等は事前に国保連から確認連絡があり、本市としての意向を保険会社に伝えることが可能である。また、国保連の顧問弁護士と保険者が協議する体制も可能。なお、監査人からの意見は国保連に伝えてあり、これまで以上に、適宜市へ連絡が入るような状況となっている。	○	福祉部	介護保険課	2453	540



包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和3年3月31日
監査委員公表日	令和3年5月26日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和2年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
319	37	15	371

第15の3 第三者行為求償金(福祉医療課)

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
333 意見 【訴訟、強制執行のための情報共有】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	債権者情報の共有化について、強制徴収公債権については、平成30年度の個人情報保護審議会にて、情報の共有が認められた。また、当該債権が属するところの私債権については、令和2年度債権管理調整会議にて、本人同意の上、滞納者の情報共有を行う環境が整備された。今後は上記の整備された環境を活用しながら対応してゆく。	○	福祉部	福祉医療課	2139	542

第20 成年後見手数料事務処理費用(高齢福祉課)

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
345 意見 【徴収停止】 回収措置の結果如何では、徴収停止手続をとることを検討することが望ましい。	回収措置の手続きを実施したが、回収が出来ず、令和2年9月に時効を迎えたため、不納欠損処理を行った。	○	福祉部	高齢福祉課	2134	544

第6章 岐阜市債権管理調整会議

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
353 指摘 【督促手数料及び延滞金の徴収状況の検証】 本債権と同様に、それに付随する督促手数料及び延滞金の徴収実績を確認すべく、担当課よりデータを集積し、その上で、担当課において、督促手数料及び延滞金徴収事務が適正になされているかを確認すべきである。	延滞金について、発生金額の把握は現システムでは困難である。2025年度までに行政システムの仕様が全国的に標準化される予定であり、本市の次期更改に向け、情報の集約の可否及び集約方法について検討する。督促手数料についてはNO.25のとおり。	△	財政部	税制課 納税課	3208 3258	545

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和3年3月31日
監査委員公表日	令和3年5月26日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和2年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
319	37	15	371

終章 課題と提言

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
<p>365 指摘</p> <p>【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)ーデータの公表】 透明性の観点(岐阜市住民自治基本条例第5条、第6条、第8条第1項、同条第2項等参照)からも、少なくとも、毎年度、発生した督促手数料及び延滞金、違約金の金額、徴収状況のデータ等を集積した上、資料として作成し、市民に公表すべきである。</p>	<p>延滞金等について、発生金額の把握は現システムでは困難である。2025年度までに行政システムの仕様が全国的に標準化される予定であり、本市の次期更改に向け、情報の集約の可否及び集約方法について検討する。</p>	△	財政部	税制課 納税課	3208 3258	547
<p>366 意見</p> <p>【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)ー私債権の遅延損害金】 公債権との均衡、納期限までに納付する市民との公平の観点から、納期限遅れで督促状を発付しても納付をしない場合には、遅延損害金の徴収をすることを検討することが望ましい。</p>	<p>他都市の遅延損害金の徴収状況について調査を実施し、徴収すべきかどうかについて継続して検討を行う。</p>	△	財政部	税制課 納税課	3208 3258	547
<p>369 意見</p> <p>【債務者情報の取得・共有化(全庁的な運用)】 個人情報の取得を可能とすべく、同意による個人情報の取得を積極的に活用することであるとか、あるいは、債権管理条例において個人情報取得条項(地方税法第22条に規定する税務情報を除く。)を設けることなどの手法を検討することが望ましい。可見市における債権管理条例が参考になると思われる。</p>	<p>令和2年度に個人情報保護審議会への諮問・答申を行い、強制徴収公債権間においては情報共有できる情報の種類を拡大した。また、非強制徴収公債権及び私債権は本人同意の上で情報共有可となった。</p>	○	財政部	岐阜市 (納税課)	3258	548